

# 東中野区民活動センター運営委員会規約

平成26年4月22日 改正

## (名称)

第1条 本会は、東中野区民活動センター運営委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 委員会は、事務所を中野区東中野4丁目25番5-101号東中野区民活動センター内に置く。

## (目的)

第3条 委員会は、東中野区民活動センターを運営することを持って、住民みずからの話し合いや行動を生かし、地域の力によって暮らしやすいまちづくりをすすめていくことを目的とする。

## (管轄区域)

第4条 委員会が管轄する区域は東中野4丁目全域及び東中野5丁目全域とする。

## (事業)

第5条 委員会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中野区から委託される東中野区民活動センターの事業
- (2) 地域の自治活動及び公益活動の推進に必要な事業
- (3) その他、委員会の目的達成に必要な事業

## (構成)

第6条 委員会の運営は次に掲げる委員のうち、第4条で定まる管轄区域に住所を有する者をもって構成する。ただし、委員の定数は、22名以内とする。

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1) 昭和地区町会連絡協議会から推薦された者       | 12名以内 |
| (2) 中野区青少年育成昭和地区委員会から推薦された者   | 3名以内  |
| (3) 昭和・東中野地区民生児童委員協議会から推薦された者 | 2名以内  |
| (4) 昭和・東中野地区友愛クラブ連合会から推薦された者  | 2名以内  |
| (5) 中野区赤十字奉仕団昭和分団から推薦された者     | 1名    |
| (6) 東中野本通り共栄会から推薦された者         | 1名    |
| (7) とちまるランドから推薦された者           | 1名    |

## (任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (総会)

第8条 総会は、定期総会と臨時総会とし、次の事項を審議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び事業報告

- (3) 予算及び決算
  - (4) 運営基準及び事務局就業規則
  - (5) その他必要な事項
- 2 定期総会は毎年1回定期に会長が招集する。
  - 3 臨時総会は、委員の2分の1以上から要求があったとき、会長が必要と認めたとき、又は第9条第1項第4号の規定により監事から開催の請求があったときに、召集する。
  - 4 総会の議長は、出席者の中から選出する。
  - 5 総会は、定数の過半数の出席者で成立し、議事は議長を除く出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (役員)

第9条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 会計 2名
  - (4) 監事 2名
  - (5) 総務 2名
- 2 役員は、総会において委員の互選により選出する。
  - 3 会長は第6条の(1)で定める者のうち、町会長の職にある者とする。
  - 4 副会長のうち1名は第6条の(1)で定める者のうち、町会長の職にある者とする。
  - 5 役員の任期は委員の任期とする。ただし、欠員が生じた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次に定めるところによる。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、委員会の会計事務を担当する。
- (4) 監事は、委員会の経理を監査し、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
- (5) 総務は、委員会の総務を担当する。

#### (役員会)

第11条 役員会は役員をもって構成し、次の審議を行う。

- (1) 総会に提出する議案の作成及び総会の運営に関すること
  - (2) 総会で議決された事項の執行に関すること
  - (3) 事務局に関すること
  - (4) 区との連絡調整に関すること
  - (5) 部会の設置及び調整に関すること
- 2 役員会は、必要に応じ会長が召集し、議長となる。
  - 3 役員会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第12条 総会の議決にもとづき部会を設けることができる。

(会計)

第13条 委員会の経費は、区からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するために事務局を置く。

(改廃)

第15条 この規約の改廃は、総会の議決を経て行う。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、施行に関する必要な事項は役員会で決定する。

附 則

この規約は、平成23年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この規約は 平成26年4月22日から施行する。